

平成 2 3 年 第 5 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 3 月 8 日 (火) 開催

仙北市農業委員会

平成23年 第5回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年3月8日(火) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (22人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
6番 大山 久雄	7番 山手 善美
9番 千葉 惣永	10番 田村 圭紀
11番 澤田 信男	12番 青柳 良成
13番 布谷 次郎	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	21番 山本 實
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	25番 小松 清記
26番 藤村 紀章	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (5人)

5番 高橋 正美	8番 田村 博美
14番 佐々木 英政	19番 真崎 純孝
20番 大石 徹治	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法施行規則第32条の規定による届出について
- (3) 農地法施行規則第53条の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第11号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(継 続)

(2) 議案第12号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第13号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(4) 議案第14号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(5) 議案第15号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(6) 議案第16号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(7) 議案第17号

「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成22年度農業委員会の点検・評価(案)及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

(8) 議案第 1 8 号

仙北市長の権限に属する事務の一部受任について

(9) その他

第 6 閉 会

6 . 事務局職員

事務局長	藤 原 一 良	補 佐	竹 下 義 博
主 任	藤 原 正 輝	主 任	小 木 田 満 洋

7 . 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8 . 議事録署名員

1 1 番	澤 田 信 男	1 2 番	青 柳 良 成
-------	---------	-------	---------

9 . 会議の概要

議 長 ただ今から平成 2 3 年第 5 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 2 2 名、欠席委員は 5 名でございます。よって、本総会は、定足数に達しております。

次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらから指名してよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 1 1 番澤田委員、1 2 番青柳委員、両名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従

って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程４、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（９時１１分）

議 長 ありがとうございます。それでは日程５、報告に入りたいと思います。
説明をお願いします。

竹下補佐 別冊の報告という資料に基づいて説明します。３件あります。報告１が農地法第３条の３第１項の規定による届出について。これに係る届出が４件ありました。届出月日、届出者、農地の所在、備考等は記載のとおりでございます。３件目の農地ですが、共有持分の放棄ということですが、この農地につきましては３条の賃貸借の案件で審議していただく予定です。続きまして報告２。農地法施行規則第３２条の規定による届出について。このことについて届出が１件ありましたので報告いたします。届出者、農地の所在等は記載のとおりです。農業用施設の目的が農機具格納庫です。施設用地が１７３㎡。４６．２７㎡の農機具格納庫が２棟の計９２．５４㎡となっております。続きまして報告３。農地法施行規則第５３条の規定による届出について。１件届出がありました。事業名称が〇〇内局携帯電話無線基地局の建設です。事業主体がソフトバンクモバイルです。概要につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議 長 無いようですので、議事に入りたいと思います。議案第１１号、前回総会で継続審議となっている農地法第３条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請（継続）に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請（継続）があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第11号について説明します。関係農地の所在等は前回総会に説明したとおりでございますが、前回総会終了後に再度聞き取り調査を行ったところ、現況地目が田ということだったので変更しています。原野から田になった経緯でございますが、昭和40年頃に貸付人の父親外数名で開拓事業により原野を田に開拓したということで現況地目が田になっております。転作の担当者に確認を取ったところ、この農地は牧草で届出がありました。よって申請地は農地であると判断されます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第11号につきましては許可を与えることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第11号につきましては許可を与えることに決定します。 （9時20分）

議長 次に議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。26番藤村委員、お願いします。

26番藤村委員、退席。 （9時21分）

議長 それでは説明をお願いします。

藤原局長 議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定に

ついて。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 整理番号2番地について説明します。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が547㎡の1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん72才、譲受人が〇〇地区の〇〇さん62才。申請事由が〇〇さんが耕作不便のため売却。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。申請地は譲受人の経営農地の隣接地であります。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が総額10万円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を6番大山委員お願いします。

6番大山 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号2番については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号2番については許可することに決定します。藤村委員の帰席をお願いします。

26番藤村委員帰席。（9時23分）

議長 次に整理番号15番を上程しますが利害関係者の退席を求めます。21番山本委員お願いします。

21番山本委員退席（9時24分）

議長 説明をお願いします。

小木田主任 整理番号15番について説明します。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,018㎡。合計田3筆の10,189㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん67才。現所有者は泉多一さんですが、亡くなっておりますので推定相続人に当たります。借受人が〇〇地区の〇〇さん72才。申請事由は〇〇さんが農地の管理が困難、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中4人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が年額11万円、期間が10年間となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を3番糸井委員からお願いします。

3番糸井 《整理番号15番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第15号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第15号につきましては許可することに決定します。山本委員の復帰をお願いします。

21番山本帰席（9時26分）

議長 それでは、整理番号2番、15番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

小木田主任 整理番号1番に戻り説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,059㎡。合計田4筆の2,613㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん41才、譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん44才。申請事由は〇〇さんが労力不足により売却、〇〇さ

んが経営規模の拡大となっております。申請地は以前から譲受人が耕作していた農地でございます。受入世帯の稼働人員が6人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が総額80万円となっております。続きまして整理番号3番に移ります。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,973㎡の1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん80才、譲受人が〇〇地区の〇〇さん66才。申請事由は〇〇さんが高齢化による経営縮小、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は1人中1人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり50万円、総額1,486,500円となっております。〇〇さんは昨年11月に新規就農いたしまして、50aほど農地を取得しました。今回の申請地でも山ブドウを栽培する計画であると聞いております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,071㎡の1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん72才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん52才。申請事由は〇〇さんが農業廃止、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。申請地は譲受人所有の農地の隣接地であります。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が総額32万円となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が855㎡の1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が整理番号4番と同じく〇〇さん、譲受人が〇〇地区の〇〇さん73才。申請事由は〇〇さんが農業廃止、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が総額5万円となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が

2, 398 m²他、田10筆畑1筆の12筆。合計面積が17,978 m²。
3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん89才、
譲受人が〇〇さん67才。親子間の案件でございます。申請事由は後継者
へ一括贈与。受贈となっております。世帯の稼働人員は5人中1人が農作
業従事となっております。続きまして整理番号7番。関係農地の所在が〇
〇。登記簿現況共に田。面積が501 m²。合計田7筆の3,334 m²。共
有物分割による所有権移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇
さん81才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん89才。申請事由は双方
共有物の分割。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考とい
たしまして、〇〇さんの持分の1,667 m²のみ移転となっております。
続きまして整理番号8番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面
積が1,013 m²。合計田6筆の3,516 m²。共有物分割による所有権
移転の案件でございます。譲渡人、譲受人は整理番号7番と逆になります。
申請事由は同じく共有物の分割、受入世帯の稼働人員は4人中1人が農作
業従事。備考といたしまして、〇〇さんの持分の1,758 m²のみの移転
となっております。続きまして整理番号9番。関係農地の所在が〇〇。登
記簿現況共に田。面積が641 m²。合計田4筆の3,707 m²。3条賃貸
借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん37才、借受人
が〇〇地区の〇〇さん61才。申請事由は〇〇さんが労力不足、〇〇さん
が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は8人中5人が
農作業従事。備考といたしまして賃借料が年額米4俵。期間が5年間とな
っております。続きまして整理番号10番。関係農地の所在が〇〇。登記
簿現況共に田。面積が102 m²。合計田3筆の3,579 m²。3条賃貸借
新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん75才、借受人が

同じく〇〇地区の〇〇さん69才。申請事由は〇〇さんが労力不足、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり18千円。年額64,422円。期間が3年間となっております。続きまして整理番号11番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が663㎡。合計田9筆の7,316㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん40才、借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん48才。申請事由は〇〇さんが兼業のため規模縮小、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は6人中2人が農作業従事、備考といたしまして、賃借料が総額米7俵。期間が3年間となっております。続きまして整理番号12番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,309㎡。合計田8筆の4,581㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん86才。借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん60才。申請事由は〇〇さんが高齢化による経営縮小、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中4人が農作業従事。備考といたしまして賃借料が10a当たり米1俵、年額4.58俵。期間が5年間となっております。続きまして整理番号13番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,194㎡。合計田9筆の10,170㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん64才、借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん51才。申請事由は〇〇さんが労力不足、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は8人中5人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり15千円、年額152,550円。期間が3年間となっております。続きまして整理番号14番。関係農地の所在が〇〇。登

記簿現況共に田。面積が1,823㎡他、田4筆畑1筆の6筆。合計面積が8,143㎡。3条貸貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇県の〇〇さん59才、現所有者は〇〇さんですが亡くなっていますので推定相続人に当たります。借受人が〇〇地区の〇〇さん45才。申請事由は〇〇さんが農地の管理が困難、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が田んぼが10a当たり15千円、畑が無償。年額109,261円。期間が3年間となっております。相続の手続きは6月に済ませる予定であると〇〇さんから聞いております。続きまして整理番号16番に移ります。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が96㎡他、田3筆畑1筆の5筆。合計面積が6,094㎡。3条貸貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん63才、借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん58才。申請事由は〇〇さんが労力不足のため経営縮小、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事。備考といたしまして賃借料が年額6万円、期間が10年間となっております。〇〇さんは申請地で無農薬野菜を栽培する計画であると聞いております。続きまして整理番号17番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が5,364㎡。合計田3筆の9,043㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん64才、借受人が〇〇さん36才、双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は〇〇さんが経営移譲年金受給のため、〇〇さんが経営主宰となっております。世帯の稼働人員は7人中3人。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号18番からは、更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第12号の各案件につき

まして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。始めに整理番号1番、9番、11番、16番ついて16番倉橋委員をお願いします。

16番倉橋 《整理番号1番、9番、11番、16番ついて、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号3番について、9番千葉委員をお願いします。

9番千葉 《整理番号9番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号4番、5番について、18番伊藤委員をお願いします。

18番伊藤 《整理番号4番、5番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号6番について、22番藤村委員おねがいます。

22番藤村 《整理番号6番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号7番、8番について、2番新山委員をお願いします。

2番新山 《整理番号7番、8番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号10番について、24番鈴木委員をお願いします。

24番鈴木 《整理番号10番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号12番につきましては、私が担当ですので説明します。

議長 《整理番号12番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号13番、14番について、23番高橋委員をお願いします。

23番高橋 《整理番号13番、14番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号17番について、7番山手委員をお願いします。

7番山手 《整理番号17番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第12号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第12号については許可することに決定します。 (9時56分)

議長 続きまして議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ意見の決定を求める者です。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第13号について説明します。農地の所在が〇〇他2筆。地目が田の合計1,415㎡。申請者が〇〇地区の〇〇さん。転用目的は露天駐車場、一時転用の案件でございます。別冊資料をご覧ください。位置は県道〇〇線の市の〇〇に入るところです。次のページに平面図を載せています。道路に囲まれた小集団地になっております。次のページに事業計画書を載せています。転用の目的につきましては、観光桜祭開催期間中、露天駐車場として利用するためとなっております。農地復元計画については、車両の乗り入れで支障が生じた場合は牧草を蒔き直すとなっております。桜祭終了後、5月中旬から下旬にかけて復元するとのことでした。経費については種子代の5千円となっております。申請地につきましては都市計画区域内の農地です。農地区分としては第3種農地に区分されます。以上です。

議長 説明が終わりました。この件につきましては、全員で現地を確認しましたので現地報告はよろしいですね。県の常任会議でも現地を視察した経緯があります。一時転用ではなく永年転用したらどうかという意見もありましたが、法的には問題ないので県のほうでも認めるしかないということでした。この件についてご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 減反という考えの中におきまして、減反そのものの再利用ということになりますので、転作担当の意見を聞き問題無ければ良いと思います。

議長 暫時休憩します。 (10時16分)

議長 休憩前に戻り会議を再開します。(10時17分)

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第13号については、許可相当の意見を附して送付することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第13号については許可相当の意見を附して送付することに決定します。(10時18分)

議長 次に議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第14号について説明します。申請農地が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,000㎡。譲渡人が〇〇市の熊谷京子さん、譲受人が〇〇地区

の〇〇さんです。転用の目的は介護福祉施設の建築です。別冊資料に移ります。位置は〇〇地区の中心市街地になります。県道〇〇停車場線沿いです。申請地は既に介護施設を開業している土地の隣接地になっております。転用理由といたしましては、現在老人介護福祉施設を開業しているが規模拡大に伴い新たな施設用地が必要なため、となっております。事業費は、取得費が100万円。合計4,700万円となっております。資金計画は自己資金と借入金となっております。盛り土、造成するということでしたが、隣接地にはエル型擁壁で対応する計画があります。排水関係は公共下水道を利用します。平面図、立面図は資料に記載のとおりでございます。申請地は都市計画区域内の農地であります。農地区分といたしましては第3種農地に区分されます。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を10番田村委員お願いします。

10番田村 譲渡人は譲受人の叔母に当たります。申請地は転作に牧草で届出しています。内容につきましては、事務局の説明のとおりで、問題無いことを確認してまいりました。以上です。

議 長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第14号につきましては、許可相当の意見を附して送付することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第14号については、許可相当の意見を附して送付することに決定します。（10時24分）

議 長 次に、議案第15号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。3番糸井委員お願いします。

3 番糸井退席（10時25分）

議長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第15号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 整理番号5番について説明します。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田の996㎡。合計6筆の8,726㎡。所有権券移転の案件でございます。移転するのが〇〇地区の〇〇さん54才。受けるのが〇〇さん36才。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり40万円の総額3,490,400円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりでございます。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者申請中です。営農類型は稲作と施設野菜。資金はJA資金を活用する計画です。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号5番については、このように策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号5番については適正と認めることに決定します。

議長 糸井委員の復帰をお願いします。

3 番糸井帰席。（10時28分）

議長 次に、整理番号27、28番を上程しますが、利害関係者の退席を求め

ます。16番倉橋委員お願いします。

16番倉橋退席（10時29分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号27番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の4,364㎡。合計5筆の6,504.47㎡。再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん54才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん53才。利用目的は水田として。期間が3年間。10a当たり賃借料は18千円の年額117,072円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号28番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の629㎡。合計8筆の10,645㎡。再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん65才。受けるのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間が3年間。賃借料が10a当たり〇〇、〇〇が5千円。その外が15千円の年額133,695円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号27番、28番についてはこの通り策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号27番、28番についてはこの通り策定することに決定します。倉橋委員の復帰をお願いします。

16番倉橋帰席（10時33分）

議長 次に、整理番号31番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。4番藤川委員お願いします。

4 番藤川退席（10時34分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号31番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の2,099㎡。合計9筆の11,801㎡。再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん57才。受けるのが〇〇さん60才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり2万円の年額236,020円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と露地野菜となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、この件についてはこのとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よってこの案件についてはこのとおり策定することに決定します。藤川委員の復帰をお願いします。

4 番藤川帰席（10時36分）

議長 次に、整理番号5番、27番、28番、31番を除き一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 所有権移転の案件から説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の449㎡。合計3筆の2,969㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん86才。受けるのが秋田県農業公社。公社を通して農地を売買する案件でございます。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり25万円の総額74万円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。備考といたしまして、買い受け予定者が〇〇地区の〇〇さんと

なっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の426㎡。合計11筆の5,667㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん37才。受けるのがこちらも公社を通じた案件ですので農業公社。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり241千円の総額137万円。時期、支払方法、期限は記載のとおりです。備考といたしまして、買い受け予定者が整理番号1番と同じく〇〇さんとなっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,529㎡。こちらも公社を通じた案件です。移転するのが〇〇地区の〇〇さん58才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり523千円の総額80万円。時期、支払方法、期限は記載のとおりです。備考といたしまして、買い受け予定者が〇〇地区の〇〇さんとなっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の3,003㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん38才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん52才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり30万円の総額90万円。時期、支払方法、期限は記載のとおりです。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心。資金は自己資金で対応しております。続きまして整理番号6番に移ります。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の187㎡。合計3筆の3,691㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん64才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん61才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり35万円の総額1,291,850円。時期、支払方法、期限は記載のとおりです。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心。資金は自己資金で対応しております。続きまして利用権設定の案件に入ります。整理番号7番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の3,005㎡。合計3筆の4,513㎡。設定す

るのが〇〇地区の〇〇さん55才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん58才。利用目的は水田として。期間が10年間。10a当たり16千円の年額72,208円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地花きとなっております。続きまして整理番号8番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,017㎡。合計14筆の8,255㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん79才。受けるのが整理番号7番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。10a当たり16千円の年額132,080円となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の600㎡。合計9筆の10,360㎡。設定するのが〇〇県の〇〇さん68才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん61才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料が10a当たり18千円の年額186,480円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の676㎡。合計5筆の5,068㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん86才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん60才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり16千円の年額81,088円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号11番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の971㎡。合計36筆の28,622㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん66才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん55才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料が10a当たり16千円の年額457,952円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。続きまして整理番号12番から23番まではJAを通して予定

通りの相手に農地を貸す案件でございます。また、整理番号24番からは再設定の案件となっておりますのでどちらも説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号5、27、28、31番を除く案件につきましては、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第15号につきましてはこのとおり策定することに決定します。 (10時43分)

議長 次に、議案第16号。現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第16号。現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ可否の決定を求めるものです。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 説明を始めます。申請地が〇〇。登記簿畑、現況宅地。合計2筆の489㎡。申請者が〇〇地区の〇〇さん。申請事由は、昭和49年11月30日に宅地に変更となっております。備考といたしまして、4条の許可済となっております。詳細につきましては、別冊資料に記載のとおりでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を17番佐藤委員をお願いします。

17番佐藤 先月の25日に代理、糸井委員長、事務局と4人で現地を確認してまいりました。別冊資料の最終ページに記載のとおり、住宅と倉庫が建っている

ましたので農地ではないことを確認しました。以上です。

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第16号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第16号については許可することに決定します。 (10時46分)

議長 次に議案第17号、農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第17号、農業委員会の適正な事務実施について。「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成22年度農業委員会の点検・評価(案)及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について別紙のとおり策定するものとする。平成23年3月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 別冊資料に基づいて説明します。平成21年に国から農業委員会の適正な事務実施ということで、法令事務については判断の透明性、公平性。促進事務については農業委員会の活動が目に見える形に、ということが求められておりました、その通知に基づいて目標と点検、更に点検評価を踏まえて計画を策定するということです。今年の農地法改正によって、23年度の様式が若干変更になりました。遊休農地関係につきましては、法令事務として位置づけられています。最初に平成22年度の目標に対しての評価ということで、法令事務に関する点検でございます。総会等の開催、議事録作成等ですが、総会開催状況につきましては市のホームページで公開

して周知を図っております。議事録作成につきましては、長くて2ヶ月で作成し、市ホームページで公表しております。次に、事務に関する点検についてです。農地の権利移動の許可ということで、農地法と基盤強化法の審議件数が合わせて305件となっております。継続案件もありましたが、全て許可ということで申請者に通知しております。審議結果の公表ということですが議事録を詳細に作成し公開しています。農地転用に関する事務についてですが、知事への送付については4条が1件、5条が13件の合計14件です。総会の審議につきましては担当委員からの現地報告に基づいて審議となっております。遊休農地に関する指導ですが、面積が12.7haです。農地法第30条に基づく利用状況調査を行い7.1ha調査しました。合計16.6haの耕作放棄地の全体調査結果を載せています。解消した面積を差し引いて12.7haとなっております。次に農業生産法人からの報告です。8法人ありましたが1法人が解散ということで7法人になっています。2法人からの報告がまだないので督促をしているところです。次に促進事務に関する評価です。認定農業者関係ですが、現在383経営。特定農業法人、特定農業団体は0です。目標については、認定農業者が398経営。特定農業法人が4法人。特定農業団体が3団体となっております。次に、担い手への農地の利用集積関係です。管内の面積が5,510haで、これまでの集積面積が3,540ha。集積率が64.25%となっております。平成22年度の目標及び実績ですが、目標60haに対して実績が46ha。達成率が77%となっております。次に、耕作放棄地の解消についてです。5,510haに対して12.7haの耕作放棄地となっております。目標1haに対して実績が2.3haです。次に、違反転用関係についてですが、0件でした。違反転用事前防止とい

うことで農地パトロールを実施しています。次の農地パトロールについても、違反転用の調査も合わせて実施しているという状況です。次に、農地情報の整備と共有化です。これにつきましては、農林課との共有を図っています。これを踏まえて、23年度の目標及び達成に向けた活動計画ですが、法令事務、遊休農地に関する措置について現在の課題としては、昨年の米価下落により、農業経営が不安定になっている。賃貸借契約の未更新、合意解約が増加傾向となっており、遊休化への懸念が生じている。遊休農地解消面積の目標が2.5haとなっております。活動計画は、本年度も農地利用状況調査員による調査を計画しております。次に促進事務、担い手関係です。認定農業者が384経営というのが現在です。目標案は23年度までの目標が398経営ですので差し引いて14経営。未申請と再認定のほうがなかなか認定されないということで厳しい数値になるかと思っております。次に、担い手への農地利用集積関係ですが、目標面積を3,645㎡に設定していますので昨年度の3,586㎡を差し引いて59haとなっております。次に、違反転用についてです。農地の利用状況調査等と合わせて事前防止を図る計画です。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番佐藤 認定農業者になるためのハードルは決められていますか。

藤原局長 仙北市で設定されているもので、420万円の農業所得というものがありますが、条件的に厳しいと思い、担当に伝えております。条件を緩和したとの回答は頂いていませんが、情報が入り次第ご報告したいと思っております。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第17号につきましては、このとおり策定することに決定します。 (11時10分)

議 長 予定されていた議案は終了しました。次に、追加議案について事務局より説明をお願いします。

竹下補佐 転用関係の権限移譲についてです。市長から農業委員会へ再委任したいという文書をいただいております。委任時期が4月1日ということですので今回の総会に上程しないと間に合わないということで追加議案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 このことについて、追加議案を上程することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。それでは議案第18号を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第18号。仙北市長の権限に属する事務の一部受任について。地方自治法第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり仙北市長より協議があったので審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年3月8日。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第18号の説明を始めます。委任したい事務についてですが、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可に関する事務、農地法第4条第3項及び第6項の規定による秋田県農業会議の意見の聴取に関する事務、農地法第4条第5項の規定による農地転用の協議に関する事務、農地法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可に関する事務、農地法第5条第4項の規定による農地等の転用のための権利の移動の協議に関する事務、農地法第51条の規定による違反転用に関する処分に関する事務です。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

3 番糸井 事務局に負担がかかるのではないか。

竹下補佐 秋田市に出張する回数が増えるだけですので、負担はかからないと思います。

18番伊藤 事務局の職員を増員するような申請も必要ではないか。

藤原局長 2 3 年度通して、必要と判断した場合には増員の申し出をしたいと考えております。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声有り

議 長 無いようですので、議案第 1 8 号についてはこの通り承認することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第 1 8 号はこのとおり承認することに決定します。 (1 1 時 2 4 分)

議 長 各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

『無し』の声

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成 2 3 年第 5 回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。 (1 1 時 2 6 分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 5月 6日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 1 番 澤 田 信 男

署 名 員 1 2 番 青 柳 良 成
